

旅館業法施行令の一部を改正する政令 新旧対照条文

○旅館業法施行令（昭和三十二年政令第百五十二号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（構造設備の基準） 第一条（略） 2（略） 3 法第三条第二項の規定による簡易宿所営業の施設の構造設備の基準は、次のとおりとする。 一 客室の延床面積は、<u>三十三平方メートル</u>（<u>法第三条第一項の許可の申請に当たつて宿泊者の数を十人未満とする場合には、三・三平方メートルに当該宿泊者の数を乗じて得た面積</u>）以上であること。 二〇七（略） 4（略）	（構造設備の基準） 第一条（略） 2（略） 3 法第三条第二項の規定による簡易宿所営業の施設の構造設備の基準は、次のとおりとする。 一 客室の延床面積は、<u>三十三平方メートル以上</u>であること。 二〇七（略） 4（略）